

## 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この運営規定は、株式会社アールアンドシー湘南が開設するムーブメントリラ萩園（以下「事業所」という。）が行う茅ヶ崎市指定日中一時支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、利用者及び障害児（以下、利用者等という。）に対し、適正な日中一時支援事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、利用者等の身体・精神の状況及びその置かれている環境に応じて、日中における排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った日中一時支援の提供に努める。

4 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

5 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

6 全5項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び茅ヶ崎市の定める茅ヶ崎市日中一時支援事業実施要綱に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ムーブメントリラ萩園

(2) 所在地 神奈川県茅ヶ崎市萩園 2114-117

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤職員1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 看護師 1名以上（常勤職員1名以上）

看護師は、利用者の日々の健康状態をチェックし、日中における排せつ及び食事の介護、その他の必要な保護を行う。

(3) 有資格者 1名以上（常勤職員1名以上）

有資格者は、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するために必要な支援又は利用者への助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。祝日も営業する。  
ただし、12月29日～1月3日は、休業日とする。
- (2) 営業時間 8時30分～17時30分
- (3) サービス提供日 : 月曜日から金曜日までとする。祝日も提供する。  
ただし、12月29日～1月3日は、休業日につきサービスを休止する。
- (4) サービス提供時間 : 8時45分～17時15分

(日中一時支援の定員)

第6条 事業所の日中一時支援の定員は、10人とする。

(主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業所は、主たる対象とする障害の種類を以下のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 障がい児

(日中一時支援事業の内容)

第8条 事業所で実施する日中一時支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体等の介護
- (2) 健康管理
- (3) 食事の介護
- (4) 入浴又は清拭
- (5) 障害児又は家族に対する相談及び援助
- (6) その他障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するために必要な保護又は支援
- (7) 送迎 (対象者に関しては相談の上決定)

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 茅ヶ崎市指定日中一時支援を提供した場合の利用料の額は、茅ヶ崎市長が定める額とし、利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 次に定める費用は、利用者から徴収するものとする。

- (1) 日用品費の実費
  - (2) その他日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者には負担させることが適当と認められるものの実費
- 3 第1項から第2項までの費用の支払いを受ける場合は、利用者に対して事前に説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。
- 4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりする。

茅ヶ崎市、寒川町

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者相互の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用すること。
- (3) 事業に要する器具、物品等は適切に使用すること。

(緊急時における対応)

第12条 事業所の従業者は、日中一時支援の提供中に、障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定する。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行う。

(苦情解決)

第14条 提供した日中一時支援に関する利用者等や、その他の者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の条を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した日中一時支援に関し、児童福祉法の規定により、都道府県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者等や、その他の者からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、都道府県知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告する。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用の支援
- (3) 虐待防止体制(検討委員会の設置、指針の設定)の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 サービス提供中に、虐待を受けたと思われる障害児を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の資質向上のため研修（前条に規定する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年2回

- 2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所等その他の福祉サービスを提供する者等に対して利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておく。
- 5 事業所は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、障害児に対する指定日中一時支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定日中一時支援の契約終了後から5年間保存する。
  - (1) 指定日中一時支援に係る必要な事項の提供の記録
  - (2) 日中一時支援計画
  - (3) 市町村への通知に係る記録
  - (4) 身体拘束等の記録
  - (5) 苦情の内容等の記録
  - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アールアンドシー湘南と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。